

議 事 録

会議の名称	第2回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開催の日時	平成29年8月24日(木) 19時00分～20時35分
開催の場所	三田市役所本庁舎6階委員会室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、三輪副委員長、金築委員、北原委員、清水委員、萩倉委員、久委員、本多委員
出席した庶務職員の職及び氏名	城下理事、印藤地域戦略室長 田中政策課長、櫻井政策課副課長、藤田政策課係長、志水政策課事務職員
その他行政職員	東野経営管理部長、入江市民生活部長、寺田議会事務局長 江田危機管理担当次長、番匠監査委員事務局課長
傍聴者の人数	4人
議 題	三田市まちづくり基本条例の検証について
会議の概要(結論)	市がとりまとめた三田市まちづくり基本条例検証報告書に沿って同条例の施行状況を確認した。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	・次第 ・資料3-① 三田市まちづくり基本条例検証報告書について ・資料3-② 三田市まちづくり基本条例検証報告書
連絡先	地域戦略室政策課 電話(079)559-5038 内線(2212)

1 開会

- ・印藤地域戦略室長の司会により開会、配布資料の確認等

2 議事

- ・三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

(1) 三田市まちづくり基本条例の検証について

＜事務局から資料3-②に基づき説明＞

委員長：説明のあった事項について、各委員から意見や質問をお願いします。

市民委員：資料3-② 10ページ「第28条 総合計画」及び16ページ「第48条 この条例の見直し」について、まちづくり基本条例は総合計画の根拠条例で上下関係にある。平成29年3月に第4次総合計画の見直しを実施した後に、7月からまちづくり基本条例の検証を行っているが、順序が逆ではないか。また、この条例は、検討項目を残したまま施行された未完成な条例と認識しており、検証は第48条の柱書きに示す「条例の見直し」を目的とする。事務局はどう考えているか。

事務局：まちづくり基本条例は平成24年7月に施行しているが、施行後に市政への市民参加条例やオンブズパーソン制度等、まちづくり基本条例を補完する制度の構築や個別条

例の設置等を行っている。また、条例の見直しについては5年ごとの検証を経ずとも、必要に応じて議会の議決を経て改正することができる。

総合計画の見直しとまちづくり基本条例の検証とのスケジュールについては、総合計画は計画期間を10年間、前期・後期を各5年としていることから、計画期間の終了にあわせて、平成29年3月に見直しを行った。一方のまちづくり基本条例は、第48条の規定に基づき、条例を施行した平成24年7月1日から5年が経過した平成29年7月以降に、この5年間の施行状況の検証を行うべく、当委員会にて審議いただいている。

市民委員：まちづくり基本条例の検証を行った後に、総合計画の見直しを行うべきである。

委員長：条例の施行状況について、その他の委員から意見をお願いします。

市民委員：資料3-② 10ページ「第27条 就任時の宣誓」について、森市長が就任時に宣誓されたのを傍聴したが、条例を尊重されていることが伝わってきた。

学識委員：2点伺いたい。1点目は、資料3-② 11ページ「第30条 人材育成」について、第2項に政策研究を支援するとある。人材育成としての研修に比べて、政策研究についての取組みが見えてこない。社会が大きく変わっていくなかで新たな政策を打ち出すため、先進自治体ではユニークな施策に取り組まれているが、三田市でも職員による政策研究を進めるための環境整備が必要である。その点について、現状とこれからの取組みについて伺いたい。

2点目は、資料3-② 15ページ「第44条 行政評価」について、他市の事例では、事務事業レベルでの評価はできているが、事務事業をパッケージ化した施策レベルでの評価、効果測定と要因分析等は十分になされていない。この辺りの事実確認とこれからの取組みについて伺いたい。

その他行政職員：1点目について、人材育成としての研修に取り組むほか、政策研究についてその必要性を感じている。政策課題の解決に向けて市内でのプロジェクトチームを作り、人材育成基本方針の策定といったことに取り組んでいる。

学識委員：政策能力を高めるための研修に対して、新たな課題に対してどんな施策がふさわしいかを研究することは切り分ける必要がある。研究をしっかりとできる組織や環境を用意する、または専属的な研究スタッフを置くことも一つの手である。こういった取組みを充実させると第30条が達成できると期待している。

事務局：2点目の行政評価について、従来は事務事業評価が中心になっていたが、本年度より行財政構造改革に取り組むにあたり、施策レベルでの評価に取り組むとともに、来年度予算の編成にも反映させる取組みを進めているところである。

学識委員：今後に期待するところであるが、他市との情報交換も含めて、行政評価も政策研究の対象となると考える。

委員長：県の独立行政法人の研修制度の仕組みなども研究してはどうか。

市民委員：資料3-② 15ページ「第45条 危機管理」について、相互応援協定や災害対応力の強化とあるが、これらの取組みは、阪神間だけの狭い範囲のものなのか、より広域的なものなのか。

その他行政職員：まず、県合同防災訓練は阪神地域が対象となった際に概ね5年に一度参加しており、阪神7市1町合同防災訓練（メール配信訓練）は毎年度実施している。また、訓練で

はないが、熊本地震や東日本の震災に対して職員を派遣するなど、広域的な災害対応を行っている。

市民委員：資料3-② 12ページ「第35条 組織の編成」の取組内容のなかに、危機管理監、危機管理課とあるが、人を指すのか組織を指すのか。この辺りが分かりにくい。

事務局：危機管理監は職名を指しており、理事、技監と並ぶ幹部職員である。危機管理課には課長とその上司の次長がおり、危機管理監はその全体を指揮する。

市民委員：資料3-② 16ページ「第46条 住民投票」について、住民投票制度検討委員会の「ハイブリッド型」の答申に対して、市長の責任において「個別設置型」としていることが、住民投票制度においてふさわしいのか疑問がある。他の条例で位置付けるなど、当該委員会での結論に鑑みて改正するべきではないか。

委員長：この委員会は、条例の施行状況を検証する場であるが、事務局として意見があるか。

事務局：資料3-② 16ページ「第46条 住民投票」に記載しているとおり、改正は不要と考えている。

学識委員：資料3-② 16ページ「第46条 住民投票」の取組内容の記述では、誰がどう決めたのかグレーである。市長が住民の意見をどのように施策運営に反映させていくのかにも関わってくる課題ではないか。

市民委員：資料3-② 12ページ「第37条 財政の運営」について、これまで財政は大丈夫だといっていたが、最近になって急に財政がガダガタだと聞いた。例えば、敬老会の補助金を削減する場合でも、前もって市民に財政の状況を説明し理解してもらうような進め方ができないのか。

また、前回にも伺ったが、まちづくり協議会に人件費も含めて（1地域団体当たり）最大200万円も交付金が交付されているが、市は必要性などを十分検討したのか。

その他行政職員：第37条に規定する中期財政収支の見通しについては、今後10年間の財政見通しを毎年公表している。公表しているのは、市の意思で執行することができる一般財源ベースである。

委員の指摘のとおり、財政が厳しくなったことを受けて行財政構造改革に取り組んでいるが、歳入をみると、税収などの独自財源は堅調であるものの、地方交付税が全体的に減少傾向にあることが影響している。また、市の貯金に当たる基金も減少していることから、まずは歳入規模に応じた歳出となるよう見直しを行っている。

その他行政職員：前回の委員会でも答えたが、三田市における住民自治のあり方について検討に入っている。また、行政との協働パートナーとしての自治組織の運営の仕組みについても検討している。それと合わせて、地域に交付している補助金についても見直しを行っていく。

市民委員：補助金等を見直しているなかで、まちづくり協議会に対して多額の交付金を交付しているが、区・自治会連合会と協議するなど、交付するにあたり十分に検討しているのか。

団体委員：区・自治会の組織も人が入れ替わり、役員の担い手不足といった課題を抱えている。他方、ニュータウンのまちづくり協議会には自治会役員OBなどが参加している。区・自治会とまちづくり協議会が協働できることが長期的に望ましい。

学識委員：条文との関わりでいうと、資料3-② 8ページ「第20条 地域コミュニティ」の第

2項であり、その取組内容には、まちづくり協議会への支援について記載してある。人件費が交付金の対象となっている件については、市と地域活動経験者で組織する委員会が2年間かけて協議した結果である。

そのなかにおいて、組織運営に相応しい人材を確保するためにボランティアではなく、有給で雇えることが必要となってくるという結論に達した。しっかりとした組織づくりを行うためには、交付金の増額や自主財源の確保も必要であり、市の財政状況も踏まえて十分に検討している。

団体委員：資料3-② 15ページ「第43条 まちづくりの評価」の運用上の課題について、協働事業を通じて評価の仕組みを構築する予定となっているが、協働事業の具体的な定義と、現時点で予定している事業について伺いたい。

その他行政職員：協働事業については、今年度4事業の提案があり、そのうち1事業を採択し、協定を結んで実施している。評価の仕組みについては、現在、協働のまちづくり委員会で検討している。

学識委員：まず、資料3-②全般において、取組みに対する評価は「できている」「概ねできている」であり、方向性は「継続推進」、改正は「不要」となっている。私はこれだけでよいと考えている。

2点目は、資料3-② 16ページ「第46条 住民投票」については、資料を見る限りでは懸案事項として残っているようだが、5年間に個別設置型での住民投票の動きがなかったため、現状でも問題があるとは言えない。

3点目は、資料3-② 11ページ「第30条 人材育成」第2項の政策研究については、全国的に研究組織は閉鎖、縮小の傾向にあり、厳しい財政状況のなかで何らかの工夫が必要になってくる。

4点目は、資料3-② 15ページ「第44条 行政評価」については、学識委員の指摘にあった施策レベルでの評価について、施策の趣旨目的と事務事業をどう結びつけて評価するのが課題である。

5点目は、資料3-② 12ページ「第36条 政策法務」の取組内容の条例制定権の拡大について、具体的な成果と、資料3-② 14ページ「第40条 行政手続」の対応について伺いたい。

その他行政職員：条例制定権については、資料3-② 12ページ「第36条 政策法務」に記載のとおり、介護保険法に関連した指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、犯罪被害者等支援条例を制定している。また、第4次総合計画後期基本計画に位置付けているコミュニティ条例や里山の保全・活用に関する条例の制定を進めていく。

次に、行政手続条例の運用状況については、資料3-② 14ページ「第40条 行政手続」に記載のとおり、監督職研修等で指導周知をしている。

委員長：市の検証報告書の確認については以上とし、市が検証対象外とした条文を含め、総合的に意見・質問をお願いしたい。

(2) その他

市民委員：条例全般的にいうと、文言を精査してメンテナンスしてはどうか。

次に、ふるさと地域交付金は、金額が大きくなるに従い適正に管理することが重要になってくる。交付金は、地域ごとに個別に予算化し、予算・決算について議会の審議を受けていく必要がある。

最後に、地域自治協議会に関連して、資料3-②9ページ「第23条 協働のまちづくりに関する推進方策」について踏み込むとするなら、協働のまちづくり条例を制定し、より住民自治や小規模多機能自治が進むかたちを検討してはどうか。

その他行政職員：ふるさと地域交付金については、現在14地域に交付しており、全体の予算額は3,000万円を超えている。各協議会から提出された事業計画書や予算を審査し、決算についても実績報告をもとに適正に審査している。現在、予算全体を議会で審議いただっており、協議会ごとに予算化することは考えていないが、予算・決算の審議のなかで、個々の協議会の事業についても説明していく。また、委員の意見については、協働のまちづくり基本指針の見直しをするための参考にさせていただく。

市民委員：資料3-②15ページ「第44条 行政評価」について、外部評価の結果は公表されているのか。

学識委員：結果については、内部評価と外部評価は全て市ホームページで公表されている。

事務局：学識委員の説明を補足することになるが、行政評価については、従前は内部評価のみであったが、行政評価条例の施行を機に外部評価を実施している。評価対象は、総合計画に掲げる施策を単位として実施している。今年度についても現在審議中である。

市民委員：前回の委員会の議事録で、「その他行政職員」はどう解釈したらよいか。

事務局：議事録の冒頭に記載してあるとおり、事務局以外の市職員である。

市民委員：議事録を読む一般市民のために、「その他行政職員」のような表現にしてはどうか。また、「市民委員」「団体委員」「学識委員」は複数人おり、誰が発言したか分からない。

委員長：発言者名の表記については、前回の委員会で取り決めている。なお、委員に議事録案を各委員に確認する段階では個人名を記載し、公表時には個人名を伏せてはどうか。

事務局：議事録の取扱いについては、委員長の提案に沿って対応する。

学識委員：まちづくり協議会に関する条例化については、将来的には賛成であるけれども、まずは実体をしっかりと作ってから、条例化するのが手続として重要であると思っている。

団体委員：まちづくり基本条例において、人権の視点というか、弱者、子ども、体の不自由な人等のことも条例に盛り込むことも検討してはどうか。

委員長：本日の会議はこれで終了する。

3 閉会

- ・次回は、9月27日（水）19時から開催する。